様式Ａ－２

不利益処分一覧表

（令和元年（2019 年）４月１日作成）

［所管：　消防局予防課］

No..	法令名	根拠条項	処分名	基準
1	消防法	３－１	屋外における火災予防に必要な措置の命令	D
2	消防法	５－１	防火対象物に対する火災予防措置命令	D
3	消防法	５の２－１	防火対象物の使用禁止、停止又は制限の命令	D
4	消防法	５の３－１	防火対象物に対する危険排除のための措置命令	D
5	消防法	８－３	防火管理者の選任命令	B
6	消防法	８－４	防火管理上必要な業務の適正執行命令	D
7	消防法	８の２－５	統括防火管理者の選任命令	B
8	消防法	８の２－６	統括防火管理者の行うべき防火管理上必要な業務の適正執行命令	D
9	消防法	８の２の2-4	防火対象物の点検及び報告に係る虚偽表示に対する除去・消印の措置命令	B
１０	消防法	８の２の3-6	防火対象物点検特例認定の取消し	B
１１	消防法	８の２の3-8	防火対象物の点検及び報告に係る特例の認定表示の虚偽表示に対する除去・消印の措置命令	B
１２	消防法	１１の５－１	危険物の貯蔵取扱基準適合命令	B
１３	消防法	１１の５－２	移動タンク貯蔵所における貯蔵取扱基準適合命令	B
１４	消防法	１２－２	危険物製造所等の維持、管理命令	B
１５	消防法	１２の２－１	危険物製造所等の許可の取消し・使用停止命令	C
１６	消防法	１２の２－２	危険物製造所等の使用停止命令	C

１７	消防法	１２の３－１	危険物製造所等の緊急使用停止命令	C
１８	消防法	１３の２４-1	危険物保安統括管理者又は危険物保安監督者の解任命令	B
１９	消防法	１４の２－３	予防規程の変更命令	B
２０	消防法	１６の３－３	危険物製造所等の流出事故時における応急措置命令	C
２１	消防法	１６の３－４	移動タンク貯蔵所の流出事故時における応急措置命令	C
２２	消防法	１６の６－１	無許可施設等に対する措置命令	C
２３	消防法	17の4-1	消防用設備等に関する設置維持命令	B
２４	消防法	17の4-2	特殊消防用設備等に関する設置維持命令	B
２５	消防法	8の2の5-3	自衛消防組織を設置すべき旨の命令	B
２６	消防法	36-1 準用8-3	防災管理者を定めるべき旨の命令	B
２７	消防法	36-1 準用8-4	防災管理上必要な措置命令	D
２８	消防法	36-1 準用8の2-5	統括防災管理者の選任命令	B
２９	消防法	36-1 準用8の2-6	統括防災管理者の行うべき防火管理上必要な業務の適正執行命令	D
３０	消防法	36-1 準用8の2の2-4	防災管理点検済表示に係る虚偽の表示除去・消印命令	B
３１	消防法	36-1 準用8の2の3-6	防災管理点検特例認定の取消し	B
３２	消防法	36-1 準用8の2の3-8	防災管理点検特例認定を受けた防火対象物である旨の表示に係る虚偽の表示除去・消印命令	B
３３	消防法	36-6 準用8の2の2-4	防火対象物点検・防災管理点検両方についての点検済表示又は特例認定表示に係る虚偽の表示除去・消印命令	B

３４	豊中市火災予防条例	42の2-1	指定催しの指定	B
３５	火薬類取締法	8	火薬類の製造営業、販売営業の許可取消	B
３６	火薬類取締法	9－3	火薬類の製造施設、製造方法の技術基準適合命令	B
３７	火薬類取締法	11－3	火薬類の貯蔵の技術基準適合命令	B
３８	火薬類取締法	14－2	火薬庫の技術基準適合命令	B
３９	火薬類取締法	17－3	火薬類の譲渡、譲受の許可取消	D
４０	火薬類取締法	25－3	火薬類の消費の許可取消	D
４１	火薬類取締法	28－4	危害予防規程の変更命令	D
４２	火薬類取締法	29－4	保安教育計画を定めるべき消費者の指定	D
４３	火薬類取締法	34－1	製造保安責任者等の解任命令	D
４４	火薬類取締法	34－2	取扱保安責任者等の解任命令	D
４５	火薬類取締法	36－2	安定度試験実施命令	D
４６	火薬類取締法	44	火薬類の製造営業、販売営業の許可取消又は停止命令	B
４７	火薬類取締法	45	緊急措置	D
４８	高圧ガス保安法	9	高圧ガスの製造の許可取消	B
４９	高圧ガス保安法	11－3	第1種製造者の製造施設、製造方法の技術基準適合命令	B
５０	高圧ガス保安法	12－3	第2種製造者の製造施設、製造方法の技術基準適合命令	B
５１	高圧ガス保安法	15－2	高圧ガスの貯蔵方法の技術基準適合命令	B
５２	高圧ガス保安法	18－3	高圧ガスの貯蔵所の技術基準適合命令	B
５３	高圧ガス保安法	20の6－2	高圧ガスの販売方法の技術基準適合命令	B
５４	高圧ガス保安法	24の3－3	特定高圧ガス消費施設、消費方法の技術基準適合命令	B
５５	高圧ガス保安法	26－2	危害予防規程変更命令	D

５６	高圧ガス保安法	26－4	危害予防規程遵守命令	D
５７	高圧ガス保安法	27－2	保安教育計画変更命令	D
５８	高圧ガス保安法	34	保安統括者等の解任命令	B
５９	高圧ガス保安法	38－1	高圧ガスの製造、貯蔵の許可取消又は停止命令	B
６０	高圧ガス保安法	38－2	高圧ガスの製造、貯蔵、販売又は消費の停止命令	B
６１	高圧ガス保安法	39	緊急措置	D
６２	高圧ガス保安法	41－2	容器製造業者の製造方法の技術基準適合命令	B
６３	高圧ガス保安法	49 の 30	登録容器等製造業者に対する災害拡大防止措置命令	D
６４	高圧ガス保安法	52－4	検査主任者の解任命令	B
６５	高圧ガス保安法	53	容器検査所の登録取消又は再検査停止命令	B
６６	高圧ガス保安法	56	容器、附属品のくず化その他の処分命令	B
６７	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	13－2	災害の発生の防止に関する必要な措置の命令	D
６８	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	14－2	一般消費者等への書面の交付又は再交付の命令	B
６９	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	16－3	貯蔵施設、販売方法の基準適合命令	B
７０	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	16 の 2－2	供給設備の技術基準適合命令	B
７１	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	22	業務主任者等の解任命令	D
７２	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	25	液化石油ガス販売事業の登録取消	B
７３	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	26	液化石油ガス販売事業の登録取消又は停止命令	B

７４	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	34－3	保安業務の実施等の命令	D
７５	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	35－3	保安業務規程の変更命令	D
７６	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	35 の 2	保安機関に対する基準適合命令	B
７７	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	35 の 3	保安機関の認定取消	B
７８	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	35 の 5	消費設備の技術基準適合命令	B
７９	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	35 の 10－1	認定液化石油ガス販売事業者の認定取消	B
８０	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	35 の 10－2	認定液化石油ガス販売事業者の認定取消	B
８１	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	37 の 5－3	充填設備、充填方法の技術基準適合命令	B
８２	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	37 の 7	貯蔵施設等の許可取消又は使用停止命令	B

様式Ｂ－２

不　利　益　処　分　の　処　分　基　準

<table>
<tr><td colspan="2">処　　分　　名</td><td>屋外における火災予防に必要な措置の命令</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠法令及び条項</td><td>消防法第３条第１項</td></tr>
<tr><td colspan="2">所管部局課室係名</td><td>予防課・北消防署・南消防署・新千里消防署</td></tr>
<tr><td rowspan="4">処分基準</td><td>関係条項</td><td></td></tr>
<tr><td>基準</td><td>どのような場合に、上記命令を発動するかについては、現場において、個々の事情に応じて具体的かつ現実的な人命又は火災危険について判断する必要があるので、画一的な基準をお示しすることはできません。</td></tr>
<tr><td>参考事項</td><td></td></tr>
<tr><td>設定等年月日</td><td>平成　年(　　年)　月　日設定　(平成　年　月　日最終変更)</td></tr>
<tr><td colspan="2">備　　考</td><td></td></tr>
</table>

様式Ｂ－２

不利益処分の処分基準

処分名		防火対象物に対する火災予防措置命令
根拠法令及び条項		消防法第５条第１項
所管部局課室係名		予防課予防係・北消防署予防広報係・南消防署予防広報係・新千里消防署予防広報係
処分基準	関係条項	
	基準	どのような場合に、上記命令を発動するかについては、現場において、個々の事情に応じて具体的かつ現実的な人命又は火災危険について判断する必要があるので、画一的な基準をお示しすることはできません。
	参考事項	弁明が必要な不利益処分であるが、行政手続法第13条第2項第１号の規定により緊急に発動する場合は適用除外となり弁明手続は不要である。
	設定等年月日	平成　年(　　年)　月　日設定　(平成　年　月　日最終変更)
備考		

様式Ｂ－２

不　利　益　処　分　の　処　分　基　準

<table>
<tr><td colspan="2">処　　分　　名</td><td>防火対象物の使用禁止、停止又は制限の命令</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠法令及び条項</td><td>消防法第５条の２第１項</td></tr>
<tr><td colspan="2">所管部局課室係名</td><td>予防課予防係・北消防署予防広報係・南消防署予防広報係・新千里消防署予防広報係</td></tr>
<tr><td rowspan="4">処
分
基
準</td><td>関係条項</td><td></td></tr>
<tr><td>基
準</td><td>どのような場合に、上記命令を発動するかについては、現場において、個々の事情に応じて具体的かつ現実的な人命又は火災危険について判断する必要があるので、画一的な基準をお示しすることはできません。</td></tr>
<tr><td>参考事項</td><td>弁明が必要な不利益処分であるが、行政手続法第13条第2項第１号の規定により緊急に発動する場合は適用除外となり弁明手続は不要である。</td></tr>
<tr><td>設定等年月日</td><td>平成　年(　　年)　月　日設定　(平成　年　月　日最終変更)</td></tr>
<tr><td colspan="2">備　　　考</td><td></td></tr>
</table>

様式Ｂ－２

不利益処分の処分基準

処分名		防火対象物に対する危険排除のための措置命令
根拠法令及び条項		消防法第５条の３第１項
所管部局課室係名		予防課予防係・北消防署予防広報係・南消防署予防広報係・新千里消防署予防広報係
処分基準	関係条項	
	基準	どのような場合に、上記命令を発動するかについては、現場において、個々の事情に応じて具体的かつ現実的な人命又は火災危険について判断する必要があるので、画一的な基準をお示しすることはできません。
	参考事項	弁明が必要な不利益処分であるが、行政手続法第13条第2項第１号の規定により緊急に発動する場合は適用除外となり弁明手続は不要である。
	設定等年月日	平成　年(　　年)　月　日設定（平成　年　月　日最終変更)
備考		

様式Ｂ－２

不 利 益 処 分 の 処 分 基 準

処　分　名		防火管理者の選任命令
根拠法令及び条項		消防法第８条第３項
所管部局課室係名		予防課予防係・北消防署予防広報係・南消防署予防広報係・新千里消防署予防広報係
処分基準	関係条項	
	基準	根拠条項により明らかである。
	参考事項	行政手続法第 13 条第 2 項の規定により弁明手続は不要である。
	設定等年月日	平成　年(　　年)　月　日設定 (平成　年　月　日最終変更)
備　考		

様式Ｂ－２

不　利　益　処　分　の　処　分　基　準

処　分　名		防火管理上必要な業務の適正執行命令
根拠法令及び条項		消防法第８条第４項
所管部局課室係名		予防課予防係・北消防署予防広報係・南消防署予防広報係・新千里消防署予防広報係
処分基準	関係条項	
	基準	どのような場合に、上記命令を発動するかについては、現場において、個々の事情に応じて具体的かつ現実的な人命又は火災危険について判断する必要があるので、画一的な基準をお示しすることはできません。
	参考事項	弁明が必要な不利益処分である。
	設定等年月日	平成　年(　　年)　月　日設定　(平成　年　月　日最終変更)
備　考		

様式Ｂ－２

不　利　益　処　分　の　処　分　基　準

<table>
<tr><td colspan="2">処　分　名</td><td>統括防火管理者の選任命令</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠法令及び条項</td><td>消防法第８条の２第５項</td></tr>
<tr><td colspan="2">所管部局課室係名</td><td>予防課予防係・北消防署予防広報係・南消防署予防広報係・新千里消防署予防広報係</td></tr>
<tr><td rowspan="4">処分基準</td><td>関係条項</td><td></td></tr>
<tr><td>基準</td><td>根拠条項により明らかである。</td></tr>
<tr><td>参考事項</td><td>行政手続法第 13 条第 2 項の規定により弁明手続は不要である。</td></tr>
<tr><td>設定等年月日</td><td>平成　年(　　年)　月　日設定　(平成　年　月　日最終変更)</td></tr>
<tr><td colspan="2">備　考</td><td></td></tr>
</table>

様式Ｂ－２

不 利 益 処 分 の 処 分 基 準

処　分　名		統括防火管理者の行うべき防火管理上必要な業務の適正執行命令
根拠法令及び条項		消防法第８条の２第６項
所管部局課室係名		予防課予防係・北消防署予防広報係・南消防署予防広報係・新千里消防署予防広報係
処分基準	関係条項	
	基準	どのような場合に、上記命令を発動するかについては、現場において、個々の事情に応じて具体的かつ現実的な人命又は火災危険について判断する必要があるので、画一的な基準をお示しすることはできません。
	参考事項	弁明が必要な不利益処分である。
	設定等年月日	平成　年(　　年)　月　日設定　(平成　年　月　日最終変更)
備　考		

様式Ｂ－２

不 利 益 処 分 の 処 分 基 準

処　分　名		防火対象物の点検及び報告に係る虚偽表示に対する除去・消印の措置命令
根拠法令及び条項		消防法第８条の２の２第４項
所管部局課室係名		予防課予防係・北消防署予防広報係・南消防署予防広報係・新千里消防署予防広報係
処分基準	関係条項	
	基準	根拠条項により明らかである。
	参考事項	行政手続法第 13 条第 2 項の規定により弁明手続は不要である。
	設定等年月日	平成　年(　　年)　月　日設定　(平成　年　月　日最終変更)
備　考		

様式Ｂ－２

不 利 益 処 分 の 処 分 基 準

処　分　名		防火対象物点検特例認定の取消し
根拠法令及び条項		消防法第８条の２の３第６項
所管部局課室係名		予防課予防係・北消防署予防広報係・南消防署予防広報係・新千里消防署予防広報係
処分基準	関係条項	消防法施行規則第４条の２の８
	基準	根拠条項により明らかである。
	参考事項	聴聞手続を必要とする。
	設定等年月日	平成　年(　　　年)　月　日設定（平成　年　月　日最終変更)
備　考		

様式Ｂ－２

不 利 益 処 分 の 処 分 基 準

処　分　名		防火対象物の点検及び報告に係る特例の認定表示の虚偽表示に対する除去・消印の措置命令
根拠法令及び条項		消防法第８条の２の３第８項
所管部局課室係名		予防課予防係・北消防署予防広報係・南消防署予防広報係・新千里消防署予防広報係
処分基準	関係条項	
	基準	根拠条項により明らかである。
	参考事項	
	設定等年月日	平成　年(　　年)　月　日設定（平成　年　月　日最終変更)
備　考		

様式Ｂ－２

不 利 益 処 分 の 処 分 基 準

処　分　名		消防用設備等に関する設置維持命令
根拠法令及び条項		消防法第 17 条の 4 第 1 項
所管部局課室係名		予防課予防係・北消防署予防広報係・南消防署予防広報係・新千里消防署予防広報係
処分基準	関係条項	
	基準	根拠条項により明らかである。
	参考事項	行政手続法第 13 条第 2 項の規定により弁明手続は不要である。
	設定等年月日	平成　年(　　年)　月　日設定（平成　年　月　日最終変更)
備　考		

様式Ｂ－２

不　利　益　処　分　の　処　分　基　準

処　　分　　名		特殊消防用設備等に関する設置維持命令
根拠法令及び条項		消防法第 17 条の 4 第 2 項
所管部局課室係名		予防課予防係・北消防署予防広報係・南消防署予防広報係・新千里消防署予防広報係
処分基準	関係条項	
	基準	根拠条項により明らかである。
	参考事項	行政手続法第 13 条第 2 項の規定により弁明手続は不要である。
	設定等年月日	平成　年(　　年)　月　日設定　(平成　年　月　日最終変更)
備　　考		

様式Ｂ－２

不利益処分の処分基準

処分名		自衛消防組織を設置すべき旨の命令
根拠法令及び条項		消防法第８条の２の５第３項
所管部局課室係名		予防課予防係・北消防署予防広報係・南消防署予防広報係・新千里消防署予防広報係
処分基準	関係条項	
	基準	根拠条項により明らかである。
	参考事項	行政手続法第 13 条第 2 項の規定により弁明手続は不要である。
	設定等年月日	平成　年(　　年)　月　日設定（平成　年　月　日最終変更)
備考		

様式Ｂ－２

不　利　益　処　分　の　処　分　基　準

処　分　名		防災管理者を定めるべき旨の命令
根拠法令及び条項		消防法第３６条第１項において準用する同法第８条第３項
所管部局課室係名		予防課予防係・北消防署予防広報係・南消防署予防広報係・新千里消防署予防広報係
処分基準	関係条項	
	基準	根拠条項により明らかである。
	参考事項	行政手続法第 13 条第 2 項の規定により弁明手続は不要である。
	設定等年月日	平成　年(　　年)　月　日設定　(平成　年　月　日最終変更)
備　考		

様式Ｂ－２

不 利 益 処 分 の 処 分 基 準

処　分　名		防災管理上必要な措置命令
根拠法令及び条項		消防法第３６条第１項において準用する同法第８条第４項
所管部局課室係名		予防課予防係・北消防署予防広報係・南消防署予防広報係・新千里消防署予防広報係
処分基準	関係条項	
	基準	どのような場合に、上記命令を発動するかについては、現場において、個々の事情に応じて具体的かつ現実的な人命又は火災危険について判断する必要があるので、画一的な基準をお示しすることはできません。
	参考事項	弁明が必要な不利益処分である。
	設定等年月日	平成　年(　　年)　月　日設定　(平成　年　月　日最終変更)
備　考		

様式Ｂ－２

不利益処分の処分基準

処分名		統括防災管理者の選任命令
根拠法令及び条項		消防法第３６条第１項において準用する同法第８条の２第５項
所管部局課室係名		予防課予防係・北消防署予防広報係・南消防署予防広報係・新千里消防署予防広報係
処分基準	関係条項	
	基準	根拠条項により明らかである。
	参考事項	行政手続法第 13 条第 2 項の規定により弁明手続は不要である。
	設定等年月日	平成　年(　　年)　月　日設定　(平成　年　月　日最終変更)
備考		

様式Ｂ－２

不 利 益 処 分 の 処 分 基 準

<table>
<tr><td colspan="2">処　　分　　名</td><td>統括防災管理者の行うべき防火管理上必要な業務の適正執行命令</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠法令及び条項</td><td>消防法第３６条第１項において準用する同法第８条の２第６項</td></tr>
<tr><td colspan="2">所管部局課室係名</td><td>予防課予防係・北消防署予防広報係・南消防署予防広報係・新千里消防署予防広報係</td></tr>
<tr><td rowspan="4">処
分
基
準</td><td>関係条項</td><td></td></tr>
<tr><td>基準</td><td>どのような場合に、上記命令を発動するかについては、現場において、個々の事情に応じて具体的かつ現実的な人命又は火災危険について判断する必要があるので、画一的な基準をお示しすることはできません。</td></tr>
<tr><td>参考事項</td><td>弁明が必要な不利益処分である。</td></tr>
<tr><td>設定等年月日</td><td>平成　年(　　年)　月　日設定　(平成　年　月　日最終変更)</td></tr>
<tr><td colspan="2">備　　　考</td><td></td></tr>
</table>

様式Ｂ－２

不　利　益　処　分　の　処　分　基　準

処　分　名		防災管理点検済表示に係る虚偽の表示除去・消印命令
根拠法令及び条項		消防法第３６条第１項において準用する同法第８条の２の２第４項
所管部局課室係名		予防課予防係・北消防署予防広報係・南消防署予防広報係・新千里消防署予防広報係
処分基準	関係条項	
	基準	根拠条項により明らかである。
	参考事項	行政手続法第 13 条第 2 項の規定により弁明手続は不要である。
	設定等年月日	平成　年(　　年)　月　日設定　(平成　年　月　日最終変更)
備　考		

様式Ｂ－２

不利益処分の処分基準

処分名		防災管理点検特例認定の取消し
根拠法令及び条項		消防法第３６条第１項において準用する同法第８条の２の３第６項
所管部局課室係名		予防課予防係・北消防署予防広報係・南消防署予防広報係・新千里消防署予防広報係
処分基準	関係条項	消防法施行規則第４条の２の８
	基準	根拠条項により明らかである。
	参考事項	聴聞手続を必要とする。
	設定等年月日	平成　年(　　　年)　月　日設定（平成　年　月　日最終変更)
備考		

様式Ｂ－２

不　利　益　処　分　の　処　分　基　準

処　分　名		防災管理点検特例認定を受けた防火対象物である旨の表示に係る虚偽の表示除去・消印命令
根拠法令及び条項		消防法第３６条第１項において準用する同法第８条の２の３第８項
所管部局課室係名		予防課予防係・北消防署予防広報係・南消防署予防広報係・新千里消防署予防広報係
処分基準	関係条項	
	基準	根拠条項により明らかである。
	参考事項	
	設定等年月日	平成　年(　年)　月　日設定　(平成　年　月　日最終変更)
備　考		

様式Ｂ－２

不 利 益 処 分 の 処 分 基 準

処 分 名		防火対象物点検・防災管理点検両方についての点検済表示又は特例認定表示に係る虚偽の表示除去・消印命令
根拠法令及び条項		消防法第３６条第６項において準用する同法第８条の２の２第４項
所管部局課室係名		予防課予防係・北消防署予防広報係・南消防署予防広報係・新千里消防署予防広報係
処分基準	関係条項	
	基準	根拠条項により明らかである。
	参考事項	
	設定等年月日	平成　年(　年)　月　日設定　(平成　年　月　日最終変更)
備 考		

様式Ｂ－２

不 利 益 処 分 の 処 分 基 準

処　　分　　名		指定催しの指定
根拠法令及び条項		豊中市火災予防条例第４２条の２第１項
所管部局課室係名		予防課予防係・北消防署予防広報係・南消防署予防広報係・新千里消防署予防広報係
処分基準	関係条項	
	基準	平成２６年豊中市消防長告示第４号 １　大規模な催しが開催可能な公園、河川敷、道路その他の場所を会場として開催する催しであること。 ２　主催する者が出店を認める露店数が１００店舗を超える規模の催しとして計画されている催しであること。
	参考事項	弁明が必要な不利益処分である。ただし、催しを主催する者から指定の求めがあったときは、この限りでない。
	設定等年月日	平成２６年(2014 年)８月８日設定　(平成　年　月　日最終変更)
備　　　考		

様式Ｂ－２

不利益処分の処分基準

処分名		危険物の貯蔵取扱基準適合命令
根拠法令及び条項		消防法第１１条の５第１項
所管部局課室係名		消防局予防課危険物保安係
処分基準	関係条項	
	基準	市町村長等は、製造所、貯蔵所（移動タンク貯蔵所を除く。）又は取扱所においてする危険物の貯蔵又は取扱いが第１０条第３項の規定に違反していると認めるときは、当該製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者に対し、同項の技術上の基準に従って危険物を貯蔵し、又は取り扱うべきことを命ずることができる。
	参考事項	
	設定等年月日	平成　年(　　年)　月　日設定　(平成　年　月　日最終変更)
備考		

様式Ｂ－２

不　利　益　処　分　の　処　分　基　準

処　　分　　名		移動タンク貯蔵所における貯蔵取扱基準適合命令
根拠法令及び条項		消防法第１１条の５第２項
所管部局課室係名		消防局予防課危険物保安係
処分基準	関係条項	
	基準	市町村長等は、移動タンク貯蔵所においてする危険物の貯蔵又は取扱いが第１０条第３項の規定に違反していると認めるときは、当該製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者に対し、同項の技術上の基準に従って危険物を貯蔵し、又は取り扱うべきことを命ずることができる。
	参考事項	
	設定等年月日	平成　年(　　年)　月　日設定　(平成　年　月　日最終変更)
備　　考		

様式Ｂ－２

不利益処分の処分基準

処分名		危険物製造所等の維持・管理命令
根拠法令及び条項		消防法第１２条第２項
所管部局課室係名		消防局予防課危険物保安係
処分基準	関係条項	
	基準	市町村長等は、製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造及び設備が第１０条第４項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者で権原を有する者に対し、同項の技術上の基準に適合するように、これらを修理し、改造し、又は移転すべきことを命ずることができる。
	参考事項	
	設定等年月日	平成　年(　　年)　月　日設定（平成　年　月　日最終変更)
備考		

様式Ｂ－２

不利益処分の処分基準

処分名		危険物製造所等の許可の取消し・使用停止命令
根拠法令及び条項		消防法第１２条の２第１項
所管部局課室係名		消防局予防課危険物保安係
処分基準	関係条項	
	基準	市町村長等は、製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者が次の各号の一に該当するときは、当該製造所、貯蔵所又は取扱所について、第１１条第１項の許可を取り消し、又は期間を定めてその使用の停止を命ずることができる。 １　第１１条第１項後段の規定による許可を受けないで、製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備を　変更したとき。 ２　第１１条第５項の規定に違反して、製造所、貯蔵所又は取扱所を使用したとき。 ３　前条第２項の規定による命令に違反したとき。 ４　第１４条の３第１項又は第２項の規定に違反したとき。 ５　第１４条の３の２の規定に違反したとき。
	参考事項	
	設定等年月日	平成　年(　　年)　月　日設定　(平成　年　月　日最終変更)
備考		

様式Ｂ－２

不　利　益　処　分　の　処　分　基　準

処　　分　　名		危険物製造所等の使用停止命令
根拠法令及び条項		消防法第１２条の２第２項
所管部局課室係名		消防局予防課危険物保安係
処分基準	関係条項	
	基準	市町村長等は、製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者が次の各号の一に該当するときは、当該製造所、貯蔵所又は取扱所について、期間を定めてその使用の停止を命ずることができる。 １　第１１条の５第１項又は第２項の規定による命令に違反したとき。 ２　第１２条の７第１項の規定に違反したとき。 ３　第１３条第１項の規定に違反したとき。 ４　第１３条の２４第１項の規定による命令に違反したとき。
	参考事項	
	設定等年月日	平成　年(　　年)　月　日設定　(平成　年　月　日最終変更)
備　　考		

様式Ｂ－２

不　利　益　処　分　の　処　分　基　準

<table>
<tr><td colspan="2">処　　分　　名</td><td>危険物製造所等の緊急使用停止命令</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠法令及び条項</td><td>消防法第１２条の３第１項</td></tr>
<tr><td colspan="2">所管部局課室係名</td><td>消防局予防課危険物保安係</td></tr>
<tr><td rowspan="4">処分基準</td><td>関係条項</td><td></td></tr>
<tr><td>基準</td><td>市町村長等は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者に対し、当該製造所、貯蔵所若しくは取扱所の使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用を制限することができる。</td></tr>
<tr><td>参考事項</td><td></td></tr>
<tr><td>設定等年月日</td><td>平成　年(　　年)　月　日設定（平成　年　月　日最終変更)</td></tr>
<tr><td colspan="2">備　　　考</td><td></td></tr>
</table>

様式Ｂ－２

不 利 益 処 分 の 処 分 基 準

処分名		危険物保安統括管理者又は危険物保安監督者の解任命令
根拠法令及び条項		消防法第１３条の２４第１項
所管部局課室係名		消防局予防課危険物保安係
処分基準	関係条項	
	基準	市町村長等は、危険物保安統括管理者若しくは危険物保安監督者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反したとき、又はこれらの者にその業務を行わせることが公共の安全の維持若しくは災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、第１２条の７第１項又は第１３条第１項に規定する製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者に対し、危険物保安統括管理者又は危険物保安監督者の解任を命ずることができる。
	参考事項	
	設定等年月日	平成　年(　　年)　月　日設定　(平成　年　月　日最終変更)
備考		

様式Ｂ－２

不　利　益　処　分　の　処　分　基　準

処　分　名		予防規程の変更命令
根拠法令及び条項		消防法第１４条の２第３項
所管部局課室係名		消防局予防課危険物保安係
処分基準	関係条項	
	基準	市町村長等は、火災の予防のため必要があるときは、予防規程の変更を命ずることができる。
	参考事項	
	設定等年月日	平成　年(　　年)　月　日設定　(平成　年　月　日最終変更)
備　考		

様式Ｂ－２

不　利　益　処　分　の　処　分　基　準

<table>
<tr><td colspan="2">処　　分　　名</td><td>危険物製造所等の流出事故時における応急措置命令</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠法令及び条項</td><td>消防法第１６条の３第３項</td></tr>
<tr><td colspan="2">所管部局課室係名</td><td>消防局予防課危険物保安係</td></tr>
<tr><td rowspan="4">処
分
基
準</td><td>関係条項</td><td></td></tr>
<tr><td>基準</td><td>市町村長等は、製造所、貯蔵所（移動タンク貯蔵所を除く。）又は取扱所の所有者、管理者又は占有者が第１項の応急の措置を講じていないと認めるときは、これらの者に対し、同項の応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。</td></tr>
<tr><td>参考事項</td><td></td></tr>
<tr><td>設定等年月日</td><td>平成　年(　　年)　月　日設定　(平成　年　月　日最終変更)</td></tr>
<tr><td colspan="2">備　　　考</td><td></td></tr>
</table>

様式Ｂ－２

不　利　益　処　分　の　処　分　基　準

処　分　名		移動タンク貯蔵所の流出事故時における応急措置命令
根拠法令及び条項		消防法第１６条の３第４項
所管部局課室係名		消防局予防課危険物保安係
処分基準	関係条項	
	基準	市町村長（消防本部及び消防署を置く市町村以外の市町村の区域においては、当該区域を管轄する都道府県知事とする。次項及び第６項において準用する第１１条の５第４項において同じ。）は、その管轄する区域にある移動タンク貯蔵所について、前項の規定の例により、第１項の応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。
	参考事項	
	設定等年月日	平成　年(　　　年)　月　日設定　(平成　年　月　日最終変更)
備　考		

様式Ｂ－２

不　利　益　処　分　の　処　分　基　準

処　分　名		無許可施設等に対する措置命令
根拠法令及び条項		消防法第１６条の６第１項
所管部局課室係名		消防局予防課危険物保安係
処分基準	関係条項	
	基準	市町村長等は、第１０条第１項ただし書の承認又は第１１条第１項前段の規定による許可を受けないで指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱っている者に対して、当該貯蔵又は取扱いに係る危険物の除去その他危険物による災害防止のための必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
	参考事項	
	設定等年月日	平成　年(　　　年)　月　日設定　(平成　年　月　日最終変更)
備　考		

様式Ｂ－２

不　利　益　処　分　の　処　分　基　準

処　分　名		火薬類の製造営業、販売営業の許可取消
根拠法令及び条項		火薬類取締法第８条
所管部局課室係名		消防局予防課危険物保安係
処分基準	関係条項	
	基準	経済産業大臣又は都道府県知事は、製造業者又は第５条の許可を受けた者（以下「販売業者」という。）が、正当な理由がないのに、１年以内にその事業を開始せず、又は１年以上引き続きその事業を休止したときは、その許可を取り消すことができる。
	参考事項	
	設定等年月日	平成　年(　　年)　月　日設定（平成　年　月　日最終変更)
備　考		

様式Ｂ－２

不 利 益 処 分 の 処 分 基 準

処　分　名		火薬類の製造施設、製造方法の技術基準適合命令
根拠法令及び条項		火薬類取締法第９条第３項
所管部局課室係名		消防局予防課危険物保安係
処分基準	関係条項	
	基準	経済産業大臣は、製造業者の製造施設又は製造方法が、第７条第１号又は第２号の技術上の基準に適合していないと認めるときは、技術上の基準に適合するように製造施設を修理し、改造し、若しくは移転し、又は技術上の基準に従い火薬類を製造すべきことを命ずることができる。
	参考事項	
	設定等年月日	平成　年(　年)　月　日設定（平成　年　月　日最終変更)
備　考		

<u>様式Ｂ－２</u>

不利益処分の処分基準

<table>
<tr><td colspan="2">処　分　名</td><td>火薬類の貯蔵の技術基準適合命令</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠法令及び条項</td><td>火薬類取締法第 11 条第３項</td></tr>
<tr><td colspan="2">所管部局課室係名</td><td>消防局予防課危険物保安係</td></tr>
<tr><td rowspan="4">処分基準</td><td>関係条項</td><td></td></tr>
<tr><td>基準</td><td>都道府県知事は、火薬類の貯蔵が、前項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、貯蔵者に対し、技術上の基準に従って火薬類を貯蔵すべきことを命ずることができる。</td></tr>
<tr><td>参考事項</td><td></td></tr>
<tr><td>設定等年月日</td><td>平成　年(　年)　月　日設定（平成　年　月　日最終変更)</td></tr>
<tr><td colspan="2">備　考</td><td></td></tr>
</table>

様式Ｂ－２

不　利　益　処　分　の　処　分　基　準

処　分　名		火薬庫の技術基準適合命令
根拠法令及び条項		火薬類取締法第 14 条第２項
所管部局課室係名		消防局予防課危険物保安係
処分基準	関係条項	
	基準	都道府県知事は、火薬庫の構造、位置及び設備が、第１２条第３項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、火薬庫の所有者又は占有者に対し、技術上の基準に適合するように、火薬庫を修理し、改造し、又は移転すべきことを命ずることができる。
	参考事項	
	設定等年月日	平成　年(　年)　月　日設定　(平成　年　月　日最終変更)
備　考		

様式Ｂ－２

不 利 益 処 分 の 処 分 基 準

処　分　名		火薬類の譲渡、譲受の許可取消
根拠法令及び条項		火薬類取締法第 17 条第３項
所管部局課室係名		消防局予防課危険物保安係
処分基準	関係条項	
	基準	都道府県知事は、第１項の許可をした後において、その許可に係る火薬類の譲渡又は譲受が公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれが生じたと認めるときは、引渡し前に限り、その許可を取り消すことができる。 どのような場合に、上記取消をするかについては、個々の事情に応じて具体的かつ現実的な災害の発生の防止について判断する必要があるので、画一的な基準をお示しすることは困難です。
	参考事項	
	設定等年月日	平成　　年(　　　年)　月　日設定　(平成　年　月　日最終変更)
備　考		

様式Ｂ－２

不　利　益　処　分　の　処　分　基　準

処　分　名		火薬類の消費の許可取消
根拠法令及び条項		火薬類取締法第２５条第３項
所管部局課室係名		消防局予防課危険物保安係
処分基準	関係条項	
	基準	都道府県知事は、第１項の許可をした後において、その許可に係る火薬類の爆発又は燃焼が公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれが生じたと認めるときは、爆発又は燃焼前に限り、その許可を取り消すことができる。 どのような場合に、上記取消をするかについては、個々の事情に応じて具体的かつ現実的な災害の発生の防止について判断する必要があるので、画一的な基準をお示しすることは困難です。
	参考事項	
	設定等年月日	平成　年(　年)　月　日設定　(平成　年　月　日最終変更)
備　考		

様式Ｂ－２

不 利 益 処 分 の 処 分 基 準

処　分　名		危害予防規程の変更命令
根拠法令及び条項		火薬類取締法第28条第４項
所管部局課室係名		消防局予防課危険物保安係
処分基準	関係条項	
	基準	経済産業大臣は、災害の発生の防止のため必要があると認めるときは、危害予防規程の変更を命ずることができる。 どのような場合に、上記命令を発動するかについては、個々の事情に応じて具体的かつ現実的な災害の発生の防止について判断する必要があるので、画一的な基準をお示しすることは困難です。
	参考事項	
	設定等年月日	平成　年(　　年)　月　日設定　(平成　年　月　日最終変更)
備　考		

様式Ｂ－２

不 利 益 処 分 の 処 分 基 準

処　分　名		保安教育計画を定めるべき消費者の指定
根拠法令及び条項		火薬類取締法第 29 条第４項
所管部局課室係名		消防局予防課危険物保安係
処分基準	関係条項	
	基準	都道府県知事は、災害の発生を防止するため特に必要があると認めるときは、経済産業省令で定めるところにより、多量の火薬類を消費し、又は相当期間引き続いて火薬類を消費する者を保安教育計画を定めるべき者として指定することができる。 どのような場合に、指定するかについては、個々の事情に応じて具体的かつ現実的な災害の発生の防止について判断する必要があるので、画一的な基準をお示しすることは困難です。
	参考事項	
	設定等年月日	平成　年(　年)　月　日設定　(平成　年　月　日最終変更)
備　考		

様式Ｂ－２

不 利 益 処 分 の 処 分 基 準

処　分　名		製造保安責任者等の解任命令
根拠法令及び条項		火薬類取締法第34条第１項
所管部局課室係名		消防局予防課危険物保安係
処分基準	関係条項	
	基準	経済産業大臣は、製造保安責任者若しくはその代理者又は製造副保安責任者が、この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したとき又は保安上その職務を遂行させることが不適当であると認めるときは、製造業者に対し、製造保安責任者若しくはその代理者又は製造副保安責任者の解任を命ずることができる。 どのような場合に、上記命令を発動するかについては、個々の事情に応じて具体的かつ現実的に判断する必要があるので、画一的な基準をお示しすることは困難です。
	参考事項	
	設定等年月日	平成　年(　　年)　月　日設定（平成　年　月　日最終変更)
備　考		

様式Ｂ－２

不 利 益 処 分 の 処 分 基 準

処　分　名		取扱保安責任者等の解任命令
根拠法令及び条項		火薬類取締法第 34 条第２項
所管部局課室係名		消防局予防課危険物保安係
処分基準	関係条項	
	基準	都道府県知事は、取扱保安責任者若しくはその代理者又は取扱副保安責任者が、この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したとき又は保安上その職務を遂行させることが不適当であると認めるときは、火薬庫の所有者若しくは占有者又は第３０条第２項の消費者に対し、取扱保安責任者若しくはその代理者又は取扱副保安責任者の解任を命ずることができる。 どのような場合に、上記命令を発動するかについては、個々の事情に応じて具体的かつ現実的に判断する必要があるので、画一的な基準をお示しすることは困難です。
	参考事項	
	設定等年月日	平成　年(　　年)　月　日設定（平成　年　月　日最終変更)
備　考		

様式Ｂ－２

不 利 益 処 分 の 処 分 基 準

処分名		安定度試験実施命令
根拠法令及び条項		火薬類取締法第36条第２項
所管部局課室係名		消防局予防課危険物保安係
処分基準	関係条項	
	基準	経済産業大臣又は都道府県知事は、災害の防止のため必要があると認めるときは、火薬類の所有者に対し、前項の安定度試験を実施すべきことを命ずることができる。 どのような場合に、上記命令を発動するかについては、個々の事情に応じて具体的かつ現実的な災害の防止について判断する必要があるので、画一的な基準をお示しすることは困難です。
	参考事項	
	設定等年月日	平成　年(　　年)　月　日設定（平成　年　月　日最終変更)
備考		

様式B－２

不　利　益　処　分　の　処　分　基　準

<table>
<tr><td colspan="2">処　　分　　名</td><td>火薬類の製造営業、販売営業の許可取消又は停止命令</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠法令及び条項</td><td>火薬類取締法第 44 条</td></tr>
<tr><td colspan="2">所管部局課室係名</td><td>消防局予防課危険物保安係</td></tr>
<tr><td rowspan="4">処
分
基
準</td><td>関 係 条 項</td><td></td></tr>
<tr><td>基
準</td><td>経済産業大臣は、製造業者又は販売業者が、左の各号の１に該当するときは、第３条若しくは第５条の許可を取り消し、又は期間を定めてその事業の停止を命ずることができる。
１　第９条第１項若しくは第２項、第１１条第２項、第１４条第１項又は第２７条の２の規定に　違反し、災害を発生させ、又は公共の安全を害したとき。
２　第１１条第１項、第１３条、第１８条、第１９条第１項、第２３条第２項、第２９条第３項、第３０条第１項若しくは第２項、第３５条の２第１項又は第３８条の規定に違反したとき。
３　第１０条第１項、第１２条第１項、第２４条第１項又は第２７条第１項の規定により許可を受　けなければならない事項を許可を受けないでしたとき。
４　第１５条の規定による完成検査を受けないで、火薬類の製造施設又は火薬庫を使用した　とき。
５　第３６条第１項の規定による安定度試験を実施しなかつたとき。
６　第９条第３項、第１１条第３項、第１４条第２項、第２８条第４項、第３４条、第３６条第２項　若しくは次条第１号の命令又は同条第２号の禁止若しくは制限に違反したとき。
７　第６条第２号から第４号までの規定に該当するに至つたとき。
８　第４８条第１項の条件に違反したとき。</td></tr>
<tr><td>参 考 事 項</td><td></td></tr>
<tr><td>設定等年月日</td><td>平成　　年(　　　年)　月　日設定　(平成　年　月　日最終変更)</td></tr>
<tr><td colspan="2">備　　　考</td><td></td></tr>
</table>

様式Ｂ－２

不 利 益 処 分 の 処 分 基 準

処　分　名		緊急措置
根拠法令及び条項		火薬類取締法第４５条
所管部局課室係名		消防局予防課危険物保安係
処分基準	関係条項	
	基準	経済産業大臣(鉄道、軌道、索道、無軌条電車、船舶及び航空機による運搬については国土交通大臣、自動車、軽車両(原動機付自転車を含む。以下同じ。)その他による運搬又は第５０条の２第１項の規定の適用を受ける火薬類の消費については都道府県公安委員会)は、災害の発生の防止又は公共の安全の維持のため緊急の必要があると認めるときは、左に掲げる措置をすることができる。 １　製造業者、販売業者又は消費者に対して、製造施設又は火薬庫の全部若しくは一部の　使用を一時停止すべきことを命ずること。 ２　製造業者、販売業者、消費者その他火薬類を取り扱う者に対して、製造、販売、貯蔵　、運搬、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限すること。 ３　火薬類の所有者又は占有者に対して、火薬類の所在場所の変更又はその廃棄を命ずる　こと。 ４　火薬類を廃棄した者に対して、その廃棄した火薬類の収去を命ずること。 どのような場合に、上記措置をするかについては、個々の事情に応じて具体的かつ現実的な災害の発生の防止又は公共の安全の維持について判断する必要があるので、画一的な基準をお示しすることは困難です。
	参考事項	
	設定等年月日	平成　　年(　　　年)　月　日設定　(平成　年　月　日最終変更)
備　考		

様式Ｂ－２

不　利　益　処　分　の　処　分　基　準

処　分　名		高圧ガスの製造の許可取消
根拠法令及び条項		高圧ガス保安法第９条
所管部局課室係名		消防局予防課危険物保安係
処分基準	関係条項	
	基準	都道府県知事は、第５条第１項の許可を受けた者（以下、「第１種製造者」という。）が正当な事由がないのに、１年以内に製造を開始せず、又は、１年以上引き続き製造を休止したときは、その許可を取り消すことができる。
	参考事項	
	設定等年月日	平成　年(　　年)　月　日設定　(平成　年　月　日最終変更)
備　考		

様式Ｂ－２

不 利 益 処 分 の 処 分 基 準

処　分　名		第１種製造者の製造施設、製造方法の技術基準適合命令
根拠法令及び条項		高圧ガス保安法第 11 条第３項
所管部局課室係名		消防局予防課危険物保安係
処分基準	関係条項	
	基準	都道府県知事は、第１種製造者の製造のための施設又は製造の方法が、同法第８条第１号又は第２号の技術上の基準に適合していないと認めるときは、その技術上の基準に適合するように製造のための施設を修理し、改造し、若しくは移転し、又はその技術上の基準に従って高圧ガスの製造をすべきことを命ずることができる。
	参考事項	
	設定等年月日	平成　　年(　　　年)　月　日設定（平成　年　月　日最終変更)
備　　考		

様式Ｂ－２

不 利 益 処 分 の 処 分 基 準

処　分　名		第２種製造者の製造施設、製造方法の技術基準適合命令
根拠法令及び条項		高圧ガス保安法第 12 条第３項
所管部局課室係名		消防局予防課危険物保安係
処分基準	関係条項	
	基準	都道府県知事は、第２種製造者の製造のための施設又は製造の方法が、前２項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、その技術上の基準に適合するように製造のための施設を修理し、改造し、若しくは移転し、又はその技術上の基準に従って、高圧ガスの製造をすべきことを命ずることができる。
	参考事項	
	設定等年月日	平成　年(　年)　月　日設定（平成　年　月　日最終変更)
備　考		

様式Ｂ－２

不　利　益　処　分　の　処　分　基　準

<table>
<tr><td colspan="2">処　　分　　名</td><td>高圧ガスの貯蔵方法の技術基準適合命令</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠法令及び条項</td><td>高圧ガス保安法第 15 条第２項</td></tr>
<tr><td colspan="2">所管部局課室係名</td><td>消防局予防課危険物保安係</td></tr>
<tr><td rowspan="4">処
分
基
準</td><td>関係条項</td><td></td></tr>
<tr><td>基
準</td><td>　都道府県知事は、次条第１項又は第１７条の２第１項に規定する貯蔵所の所有者又は占有者が当該貯蔵所においてする高圧ガスの貯蔵が前項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、その者に対し、その技術上の基準に従って高圧ガスを貯蔵すべきことを命ずることができる。</td></tr>
<tr><td>参考事項</td><td></td></tr>
<tr><td>設定等年月日</td><td>平成　　年(　　　年)　月　日設定　(平成　年　月　日最終変更)</td></tr>
<tr><td colspan="2">備　　　考</td><td></td></tr>
</table>

様式Ｂ－２

不 利 益 処 分 の 処 分 基 準

処　分　名		高圧ガスの貯蔵所の技術基準適合命令
根拠法令及び条項		高圧ガス保安法第 18 条第３項
所管部局課室係名		消防局予防課危険物保安係
処分基準	関係条項	
	基準	都道府県知事は、第１種貯蔵所又は第２種貯蔵所の位置、構造及び設備が第１６条第２項又は前項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、所有者又は占有者に対し、その技術上の基準に適合するように、第１種貯蔵所又は第２種貯蔵所を修理し、改造し、又は移転すべきことを命ずることができる。
	参考事項	
	設定等年月日	平成　年(　年)　月　日設定　(平成　年　月　日最終変更)
備　考		

様式Ｂ－２

不 利 益 処 分 の 処 分 基 準

処　分　名		高圧ガスの販売方法の技術基準適合命令
根拠法令及び条項		高圧ガス保安法第 20 条の 6 第２項
所管部局課室係名		消防局予防課危険物保安係
処分基準	関係条項	
	基準	都道府県知事は、販売業者等の販売の方法が前項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、その技術上の基準に従って高圧ガスの販売をすべきことを命ずることができる。
	参考事項	
	設定等年月日	平成　年(　年)　月　日設定（平成　年　月　日最終変更)
備　考		

様式Ｂ－２

不 利 益 処 分 の 処 分 基 準

処　分　名		特定高圧ガス消費施設、消費方法の技術基準適合命令
根拠法令及び条項		高圧ガス保安法第24条の３第３項
所管部局課室係名		消防局予防課危険物保安係
処分基準	関係条項	
	基準	都道府県知事は、特定高圧ガス消費者の消費のための施設又は消費の方法が前２項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、その技術上の基準に適合するように消費のための施設を修理し、改造し、若しくは移転し、又はその技術上の基準に従って特定高圧ガスの消費をすべきことを命ずることができる。
	参考事項	
	設定等年月日	平成　年(　年)　月　日設定（平成　年　月　日最終変更)
備　考		

様式Ｂ－２

不　利　益　処　分　の　処　分　基　準

<table>
<tr><td colspan="2">処　　分　　名</td><td>危害予防規程変更命令</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠法令及び条項</td><td>高圧ガス保安法第２６条第２項</td></tr>
<tr><td colspan="2">所管部局課室係名</td><td>消防局予防課危険物保安係</td></tr>
<tr><td rowspan="4">処分基準</td><td>関係条項</td><td></td></tr>
<tr><td>基準</td><td>都道府県知事は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため必要があると認めるときは、危害予防規程の変更を命ずることができる。
どのような場合に、上記命令を発動するかについては、個々の事情に応じて具体的かつ現実的な公共の安全の維持又は災害の発生の防止について判断する必要があるので、画一的な基準をお示しすることは困難です。</td></tr>
<tr><td>参考事項</td><td></td></tr>
<tr><td>設定等年月日</td><td>平成　　年(　　　年)　月　日設定　(平成　年　月　日最終変更)</td></tr>
<tr><td colspan="2">備　　考</td><td></td></tr>
</table>

様式Ｂ－２

不利益処分の処分基準

<table>
<tr><td colspan="2">処　分　名</td><td>危害予防規程遵守命令</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠法令及び条項</td><td>高圧ガス保安法第26条第４項</td></tr>
<tr><td colspan="2">所管部局課室係名</td><td>消防局予防課危険物保安係</td></tr>
<tr><td rowspan="4">処分基準</td><td>関係条項</td><td></td></tr>
<tr><td>基準</td><td>都道府県知事は、第１種製造者又はその従業者が危害予防規程を守っていない場合において、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため必要があると認めるときは、第１種製造者に対し、当該危害予防規程を守るべきこと又はその従業者に当該危害予防規程を守らせるため必要な措置をとるべきことを命じ、又は勧告することができる。
どのような場合に、上記命令等を発動するかについては、個々の事情に応じて具体的かつ現実的な公共の安全の維持又は災害の発生の防止について判断する必要があるので、画一的な基準をお示しすることは困難です。</td></tr>
<tr><td>参考事項</td><td></td></tr>
<tr><td>設定等年月日</td><td>平成　年(　年)　月　日設定（平成　年　月　日最終変更)</td></tr>
<tr><td colspan="2">備　考</td><td></td></tr>
</table>

様式Ｂ－２

不利益処分の処分基準

処分名		保安教育計画変更命令
根拠法令及び条項		高圧ガス保安法第 27 条第２項
所管部局課室係名		消防局予防課危険物保安係
処分基準	関係条項	
	基準	都道府県知事は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止上十分でないと認めるときは、前項の保安教育計画の変更を命ずることができる。 どのような場合に、上記命令を発動するかについては、個々の事情に応じて具体的かつ現実的な公共の安全の維持又は災害の発生の防止について判断する必要があるので、画一的な基準をお示しすることは困難です。
	参考事項	
	設定等年月日	平成　年(　　年)　月　日設定　(平成　年　月　日最終変更)
備考		

様式Ｂ－２

不 利 益 処 分 の 処 分 基 準

処　分　名		保安統括者等の解任命令
根拠法令及び条項		高圧ガス保安法第 34 条
所管部局課室係名		消防局予防課危険物保安係
処分基準	関係条項	
	基準	都道府県知事は、保安統括者等若しくはその代理者、販売主任者若しくは取扱主任者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反したとき、又はこれらの者にその職務を行わせることが公共の安全の維持若しくは災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、第 27 条の２第１項第１号若しくは第２号若しくは第27条の４第１項第１号若しくは第２号に掲げる者、販売業者又は特定高圧ガス消費者に対し、保安統括者等若しくはその代理者、販売主任者又は取扱主任者の解任を命ずることができる。
	参考事項	
	設定等年月日	平成　　年(　　　年)　月　日設定　(平成　年　月　日最終変更)
備　考		

様式Ｂ－２

不利益処分の処分基準

処分名		高圧ガスの製造、貯蔵の許可取消又は停止命令
根拠法令及び条項		高圧ガス保安法第 38 条第１項
所管部局課室係名		消防局予防課危険物保安係
処分基準	関係条項	
	基準	都道府県知事は、第１種製造者又は第１種貯蔵所の所有者若しくは占有者が次の各号のいずれかに該当するときは、第５条第１項若しくは第１６条第１項の許可を取り消し、又は期間を定めてその製造若しくは貯蔵の停止を命ずることができる。ただし、第１種貯蔵所の所有者又は占有者にあつては、第６号の規定については、この限りでない。 １　第１１条第３項、第１５条第２項、第１８条第３項、第２６条第２項若しくは第４項、第２７条第２項、第３４条若しくは次条第１号若しくは第３号の規定による命令又は同条第２号の規定による禁止若しくは制限に違反したとき。 ２　第１４条第１項又は第１９条第１項の規定により許可を受けなければならない事項を許可　を受けないでしたとき。 ３　第２０条第１項又は第３項の完成検査を受けないで、高圧ガスの製造のための施設又は　第１種貯蔵所を使用したとき。 ４　第２７条の２第１項、第３項、第４項若しくは第７項（第２７条の３第３項において準用　する場合を含む。）、第２７条の３第１項若しくは第２項又は第27条の４第１項の規定に　違反したとき。 ５　第６４条第１項の条件に違反したとき。 ６　第７条第２号から第４号までに該当するに至つたとき。
	参考事項	
	設定等年月日	平成　　年(　　　年)　月　日設定　(平成　年　月　日最終変更)
備考		

様式Ｂ－２

不 利 益 処 分 の 処 分 基 準

<table>
<tr><td colspan="2">処　　分　　名</td><td>高圧ガスの製造、貯蔵、販売又は消費の停止命令</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠法令及び条項</td><td>高圧ガス保安法第 38 条第２項</td></tr>
<tr><td colspan="2">所管部局課室係名</td><td>消防局予防課危険物保安係</td></tr>
<tr><td rowspan="4">処
分
基
準</td><td>関係条項</td><td></td></tr>
<tr><td>基
準</td><td>都道府県知事は、第２種製造者、第２種貯蔵所の所有者若しくは占有者、販売業者又は特定高圧ガス消費者が次の各号の一に該当するときは、期間を定めてその製造、貯蔵、販売又は消費の停止を命ずることができる。

１　第１２条第３項、第１５条第２項、第１８条第３項、第２０条の６第２項、第２４条の３第３項　、第３４条若しくは次条第１号若しくは第３号の規定による命令又は同条第２号の規定による禁止若しくは制限に違反したとき。
２　第２８条第１項又は第２項の規定に違反したとき。</td></tr>
<tr><td>参考事項</td><td></td></tr>
<tr><td>設定等年月日</td><td>平成　　年(　　　年)　月　日設定　(平成　年　月　日最終変更)</td></tr>
<tr><td colspan="2">備　　　　考</td><td></td></tr>
</table>

様式Ｂ－２

不 利 益 処 分 の 処 分 基 準

<table>
<tr><td colspan="2">処　分　名</td><td>緊急措置</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠法令及び条項</td><td>高圧ガス保安法第 39 条</td></tr>
<tr><td colspan="2">所管部局課室係名</td><td>消防局予防課危険物保安係</td></tr>
<tr><td rowspan="4">処
分
基
準</td><td>関 係 条 項</td><td></td></tr>
<tr><td>基
準</td><td>経済産業大臣又は都道府県知事は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置をすることができる。

１　第１種製造者、第２種製造者、第１種貯蔵所若しくは第２種貯蔵所の所有者若しくは占有者、販売業者若しくは特定高圧ガス消費者又は液化石油ガス法第６条の液化石油ガス販売事業者若しくは液化石油ガス法第37条の４第３項の充填事業者に対し、製造の　ための施設、第１種貯蔵所、第２種貯蔵所、販売所又は特定高圧ガスの消費のための施設の全部又は一部の使用を一時停止すべきことを命ずること。
２　第１種製造者、第２種製造者、第１種貯蔵所又は第２種貯蔵所の所有者又は占有者、販売業者、特定高圧ガス消費者、液化石油ガス法第６条の液化石油ガス販売事業者、液　化石油ガス法第37条の４第３項の充填事業者その他高圧ガスを取り扱う者に対し、製造、引渡し、貯蔵、移動、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限すること。
３　高圧ガス又はこれを充填した容器の所有者又は占有者に対し、その廃棄又は所在場　所の変更を命ずること。

どのような場合に、上記措置をするかについては、個々の事情に応じて具体的かつ現実的な公共の安全の維持又は災害の発生の防止について判断する必要があるので、画一的な基準をお示しすることは困難です。</td></tr>
<tr><td>参 考 事 項</td><td></td></tr>
<tr><td>設定等年月日</td><td>平成　　年(　　　年)　月　日設定　(平成　年　月　日最終変更)</td></tr>
<tr><td colspan="2">備　　考</td><td></td></tr>
</table>

様式Ｂ－２

不 利 益 処 分 の 処 分 基 準

処　　分　　名		容器製造業者の製造方法の技術基準適合命令
根拠法令及び条項		高圧ガス保安法第 41 条第２項
所管部局課室係名		消防局予防課危険物保安係
処分基準	関係条項	
	基準	経済産業大臣は、容器製造業者の製造の方法が前項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、その技術上の基準に従って容器の製造をすべきことを命ずることができます。
	参考事項	
	設定等年月日	平成　　年(　　　年)　月　日設定（平成　年　月　日最終変更)
備　　考		

様式Ｂ－２

不 利 益 処 分 の 処 分 基 準

処　分　名		登録容器等製造業者に対する災害拡大防止措置命令
根拠法令及び条項		高圧ガス保安法第 49 条の 30
所管部局課室係名		消防局予防課危険物保安係
処分基準	関係条項	
	基準	経済産業大臣又は都道府県知事は、第４９条の２１第１項の承認を受けた登録容器等製造業者が当該承認に係る容器又は附属品（第４９条の２４第１項ただし書の適用を受けて製造したものを除く。）であつて、容器にあっては第４４条第４項の規格に、附属品にあっては第４９条の２第４項の規格に適合しないものを製造したことにより、当該容器又は当該附属品の装置された容器に充塡した高圧ガスによる災害が発生するおそれがあると認める場合において、当該災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、当該容器又は当該附属品を製造した登録容器等製造業者に対し、その製造した容器又は附属品の回収を図ることその他当該容器又は当該附属品の装置された容器に充塡した高圧ガスによる災害の拡大を防止するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 どのような場合に、上記命令を発動するかについては、個々の事情に応じて具体的かつ現実的な災害の発生の防止について判断する必要があるので、画一的な基準をお示しすることは困難です
	参考事項	
	設定等年月日	平成　年(　　年)　月　日設定（平成　年　月　日最終変更)
備　考		

様式Ｂ－２

不 利 益 処 分 の 処 分 基 準

<table>
<tr><td colspan="2">処　分　名</td><td>検査主任者の解任命令</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠法令及び条項</td><td>高圧ガス保安法第 52 条第４項</td></tr>
<tr><td colspan="2">所管部局課室係名</td><td>消防局予防課危険物保安係</td></tr>
<tr><td rowspan="4">処分基準</td><td>関係条項</td><td></td></tr>
<tr><td>基準</td><td>経済産業大臣は、検査主任者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反したとき、又はその者にその職務を行わせることが容器再検査若しくは附属品再検査の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、容器検査所の登録を受けた者に対し、検査主任者の解任を命ずることができる。</td></tr>
<tr><td>参考事項</td><td></td></tr>
<tr><td>設定等年月日</td><td>平成　年(　　年)　月　日設定（平成　年　月　日最終変更)</td></tr>
<tr><td colspan="2">備　考</td><td></td></tr>
</table>

様式Ｂ－２

不　利　益　処　分　の　処　分　基　準

<table>
<tr><td colspan="2">処　　分　　名</td><td>容器検査所の登録取消又は再検査停止命令</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠法令及び条項</td><td>高圧ガス保安法第 53 条</td></tr>
<tr><td colspan="2">所管部局課室係名</td><td>消防局予防課危険物保安係</td></tr>
<tr><td rowspan="4">処
分
基
準</td><td>関係条項</td><td></td></tr>
<tr><td>基準</td><td>経済産業大臣は、容器検査所の登録を受けた者が次の各号の１に該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて容器再検査若しくは附属品再検査の停止を命ずることができる。

１　第７条２号から第４号までに該当するに至つたとき。
２　第４９条第３項から第５項まで、第４９条の４第３項若しくは第４項、第５１条又は前条第　１項の規定に違反したとき。
３　第５０条第４項の規定による制限又は前条第４項の規定による命令に違反したとき。
４　第６０条第１項の規定による帳簿の記載をせず、又は帳簿に虚偽の記載をしたとき。
５　容器検査所の登録を受けた者が第一種製造者である場合において、第３８条第１項第１　号から第５号までの規定により第５条第１項の許可を取り消されたとき。</td></tr>
<tr><td>参考事項</td><td></td></tr>
<tr><td>設定等年月日</td><td>平成　　年(　　　年)　月　日設定　(平成　年　月　日最終変更)</td></tr>
<tr><td colspan="2">備　　　考</td><td></td></tr>
</table>

様式Ｂ－２

不 利 益 処 分 の 処 分 基 準

処　分　名		容器、附属品のくず化その他の処分命令
根拠法令及び条項		高圧ガス保安法第 56 条
所管部局課室係名		消防局予防課危険物保安係
処分基準	関係条項	
	基準	経済産業大臣は、容器検査に合格しなかつた容器がこれに充塡する高圧ガスの種類又は圧力を変更しても第４４条第４項の規格に適合しないと認めるときは、その所有者に対し、これをくず化し、その他容器として使用することができないように処分すべきことを命ずることができる。
	参考事項	
	設定等年月日	平成　年(　年)　月　日設定（平成　年　月　日最終変更)
備　考		

様式Ｂ－２

不利益処分の処分基準

処　分　名		災害の発生の防止に関する必要な措置の命令
根拠法令及び条項		液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第13条第２項
所管部局課室係名		消防局予防課危険物保安係
処分基準	関係条項	
	基準	経済産業大臣又は都道府県知事は、その登録をした液化石油ガス販売事業者が前項の規定に違反した場合において、その販売した液化石油ガスによる災害が発生するおそれがあると認めるときは、当該液化石油ガス販売事業者に対し、その販売に係る液化石油ガスによる災害の発生の防止に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 どのような場合に、上記命令を発動するかについては、個々の事情に応じて具体的かつ現実的な災害の発生の防止について判断する必要があるので、画一的な基準をお示しすることは困難です。
	参考事項	
	設定等年月日	平成　年(　　年)　月　日設定　(平成　年　月　日最終変更)
備　考		

様式Ｂ－２

不　利　益　処　分　の　処　分　基　準

処　分　名		一般消費者等への書面の交付又は再交付の命令
根拠法令及び条項		液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第14条第２項
所管部局課室係名		消防局予防課危険物保安係
処分基準	関係条項	
	基準	経済産業大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた液化石油ガス販売事業者が前項の規定に違反した場合においては、当該液化石油ガス販売事業者に対し、同項の規定による書面を交付し、又は同項各号に掲げる事項を記載した書面を再交付すべきことを命ずることができる。
	参考事項	
	設定等年月日	平成　　年(　　　年)　月　日設定（平成　年　月　日最終変更)
備　考		

様式Ｂ－２

不利益処分の処分基準

処分名		貯蔵施設、販売方法の基準適合命令
根拠法令及び条項		液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第16条第３項
所管部局課室係名		消防局予防課危険物保安係
処分基準	関係条項	
	基準	経済産業大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた液化石油ガス販売事業者の貯蔵施設又は販売の方法が第１項の経済産業省令で定める技術上の基準又は前項の経済産業省令で定める基準に適合していないと認めるときは、その技術上の基準に適合するように貯蔵施設を修理し、改造し、若しくは移転し、又はその基準に従って液化石油ガスの販売をすべきことを命ずることができる。
	参考事項	
	設定等年月日	平成　年(　　年)　月　日設定　(平成　年　月　日最終変更)
備考		

様式Ｂ－２

不　利　益　処　分　の　処　分　基　準

処　分　名		供給設備の技術基準適合命令
根拠法令及び条項		液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第16条の２第２項
所管部局課室係名		消防局予防課危険物保安係
処分基準	関係条項	
	基準	経済産業大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた液化石油ガス販売事業者の供給設備が前項の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していないと認めるときは、その技術上の基準に適合するように供給設備を修理し、改造し、又は移転すべきことを命ずることができる。
	参考事項	
	設定等年月日	平成　年(　　年)　月　日設定　(平成　年　月　日最終変更)
備　考		

様式Ｂ－２

不　利　益　処　分　の　処　分　基　準

<table>
<tr><td colspan="2">処　　分　　名</td><td>業務主任者等の解任命令</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠法令及び条項</td><td>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 22 条</td></tr>
<tr><td colspan="2">所管部局課室係名</td><td>消防局予防課危険物保安係</td></tr>
<tr><td rowspan="4">処
分
基
準</td><td>関係条項</td><td></td></tr>
<tr><td>基
準</td><td>経済産業大臣又は都道府県知事は、業務主任者若しくはその代理者がこの法律若しくは高圧ガス保安法若しくはこれらの法律に基づく命令の規定に違反したとき、又はこれらの者にその職務を行わせることが公共の安全の維持若しくは災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その登録を受けた液化石油ガス販売事業者に対し、当該業務主任者又はその代理者を解任すべきことを命ずることができる。
どのような場合に、上記命令を発動するかについては、個々の事情に応じて具体的かつ現実的に判断する必要があるので、画一的な基準をお示しすることは困難です。</td></tr>
<tr><td>参考事項</td><td></td></tr>
<tr><td>設定等年月日</td><td>平成　　年(　　　年)　月　日設定（平成　年　月　日最終変更)</td></tr>
<tr><td colspan="2">備　　　　考</td><td></td></tr>
</table>

様式Ｂ－２

不 利 益 処 分 の 処 分 基 準

処　分　名		液化石油ガス販売事業の登録取消
根拠法令及び条項		液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 25 条
所管部局課室係名		消防局予防課危険物保安係
処分基準	関係条項	
	基準	経済産業大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた液化石油ガス販売事業者が正当な理由がないのに、液化石油ガス販売事業を１年以内に開始せず、又は１年以上引き続き休止したときは、その登録を取り消すことができる。
	参考事項	
	設定等年月日	平成　　年(　　　年)　月　日設定　(平成　年　月　日最終変更)
備　考		

様式Ｂ－２

不 利 益 処 分 の 処 分 基 準

<table>
<tr><td colspan="2">処　分　名</td><td>液化石油ガス販売事業の登録取消又は停止命令</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠法令及び条項</td><td>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 26 条</td></tr>
<tr><td colspan="2">所管部局課室係名</td><td>消防局予防課危険物保安係</td></tr>
<tr><td rowspan="4">処分基準</td><td>関係条項</td><td></td></tr>
<tr><td>基準</td><td>経済産業大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた液化石油ガス販売事業者が次の各号の１に該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めてその液化石油ガス販売事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

１　第４条第１項第１号、第３号、第４号又は第５号に該当するに至つたとき。
２　第８条の規定に違反して第３条第２項第２号から第５号までの事項を変更したとき。
３　第１１条、第１３条第１項、第１９条第１項若しくは第３項又は第２７条の規定に違反したとき。
４　第１３条第２項、第１４条第２項、第１６条第３項、第１６条の２第２項又は第２２条の規定に　よる命令に違反したとき。
５　第３７条の３第１項の規定に違反して貯蔵施設（第１６条第１項の経済産業省令で定める　量以上の液化石油ガスを貯蔵するものに限る。）又は特定供給設備を使用したとき。
６　高圧ガス保安法第３９条第１号若しくは第３号の規定による命令又は同条第２号の規定　による禁止若しくは制限に違反したとき。
７　不正の手段により第３条第１項の登録を受けたとき。</td></tr>
<tr><td>参考事項</td><td></td></tr>
<tr><td>設定等年月日</td><td>平成　　年(　　　年)　月　日設定（平成　年　月　日最終変更)</td></tr>
<tr><td colspan="2">備　　考</td><td></td></tr>
</table>

様式Ｂ－２

不 利 益 処 分 の 処 分 基 準

<table>
<tr><td colspan="2">処　　分　　名</td><td>保安業務の実施等の命令</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠法令及び条項</td><td>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 34 条第３項</td></tr>
<tr><td colspan="2">所管部局課室係名</td><td>消防局予防課危険物保安係</td></tr>
<tr><td rowspan="4">処分基準</td><td>関係条項</td><td></td></tr>
<tr><td>基準</td><td>経済産業大臣又は都道府県知事は、その認定を受けた保安機関が保安業務を行うべき場合において、その保安業務を行わず、又はその方法が適当でないときは、当該保安機関に対し、その保安業務を行い、又はその方法を改善すべきことを命ずることができる。
どのような場合に、上記命令を発動するかについては、個々の事情に応じて具体的かつ現実的に判断する必要があるので、画一的な基準をお示しすることは困難です。</td></tr>
<tr><td>参考事項</td><td></td></tr>
<tr><td>設定等年月日</td><td>平成　　年(　　　年)　月　日設定　(平成　年　月　日最終変更)</td></tr>
<tr><td colspan="2">備　　　　考</td><td></td></tr>
</table>

様式Ｂ－２

不　利　益　処　分　の　処　分　基　準

処　分　名		保安業務規程の変更命令
根拠法令及び条項		液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 35 条第３項
所管部局課室係名		消防局予防課危険物保安係
処分基準	関係条項	
	基準	第１項の認可をした経済産業大臣又は都道府県知事は、その認可をした保安業務規程が保安業務の適確な遂行上不適当となったと認めるときは、その保安機関に対し、その保安業務規程を変更すべきことを命ずることができる。 どのような場合に、上記命令を発動するかについては、個々の事情に応じて具体的かつ現実的に判断する必要があるので、画一的な基準をお示しすることは困難です。
	参考事項	
	設定等年月日	平成　年(　年)　月　日設定　(平成　年　月　日最終変更)
備　考		

様式Ｂ－２

不　利　益　処　分　の　処　分　基　準

処　分　名		保安機関に対する基準適合命令
根拠法令及び条項		液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第35条の２
所管部局課室係名		消防局予防課危険物保安係
処分基準	関係条項	
	基準	経済産業大臣又は都道府県知事は、その認定を受けた保安機関が第31条各号に適合しなくなったと認めるときは、その保安機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
	参考事項	
	設定等年月日	平成　年(　　年)　月　日設定　(平成　年　月　日最終変更)
備　考		

様式Ｂ－２

不　利　益　処　分　の　処　分　基　準

処　　分　　名		保安機関の認定取消
根拠法令及び条項		液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 35 条の 3
所管部局課室係名		消防局予防課危険物保安係
処分基準	関係条項	
	基準	経済産業大臣又は都道府県知事は、その認定を受けた保安機関が次の各号の１に該当するときは、その認定を取り消すことができる。 １　第３０条第１号、第３号又は第４号に該当するに至ったとき。 ２　第３３条第１項の認可を受けないで保安業務に係る一般消費者等の数を増加したとき。 ３　第３４条第２項の規定に違反したとき。 ４　第３４条第３項、第３５条第３項又は前条の規定による命令に違反したとき。 ５　第３５条第１項の認可を受けた保安業務規程によらないで保安業務を行ったとき。 ６　第８４条第１項の条件に違反したとき。 ７　不正の手段により第２９条第１項の認定又はその更新を受けたとき。
	参考事項	
	設定等年月日	平成　　年(　　　年)　月　日設定　(平成　年　月　日最終変更)
備　　　考		

様式Ｂ－２

不利益処分の処分基準

処分名		消費設備の技術基準適合命令
根拠法令及び条項		液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第35条の5
所管部局課室係名		消防局予防課危険物保安係
処分基準	関係条項	
	基準	都道府県知事は、消費設備が経済産業省令で定める技術上の基準に適合していないと認めるときは、その所有者又は占有者に対し、その技術上の基準に適合するように消費設備を修理し、改造し、又は移転すべきことを命ずることができる。
	参考事項	
	設定等年月日	平成　年(　年)　月　日設定（平成　年　月　日最終変更)
備考		

様式Ｂ－２

不 利 益 処 分 の 処 分 基 準

処 分 名		認定液化石油ガス販売事業者の認定取消
根拠法令及び条項		液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第35条の10第1項
所管部局課室係名		消防局予防課危険物保安係
処分基準	関係条項	
	基準	経済産業大臣及び都道府県知事は、その認定を受けた認定液化石油ガス販売事業者の保安確保機器の設置及び管理の方法が第３５条の６第１項の経済産業省令で定める基準に適合していないと認めるときは、遅滞なく、その認定を取り消さなければならない。
	参考事項	
	設定等年月日	平成　年(　　年)　月　日設定　(平成　年　月　日最終変更)
備 考		

様式Ｂ－２

不利益処分の処分基準

処分名		認定液化石油ガス販売事業者の認定取消
根拠法令及び条項		液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第35条の10第２項
所管部局課室係名		消防局予防課危険物保安係
処分基準	関係条項	
	基準	経済産業大臣及び都道府県知事は、その認定を受けた認定液化石油ガス販売事業者が第３５条の７の報告をしない場合であって、経済産業大臣又は都道府県知事がその認定液化石油ガス販売事業者に対し１０日以上の相当な期間を定めて報告すべきことを催告し、当該認定液化石油ガス販売事業者がその期間内に報告をしないときは、当該認定液化石油ガス販売事業者に係る認定を取り消すことができる。
	参考事項	
	設定等年月日	平成　年(　　年)　月　日設定　(平成　年　月　日最終変更)
備考		

様式Ｂ－２

不　利　益　処　分　の　処　分　基　準

処　分　名		充填設備、充填方法の技術基準適合命令
根拠法令及び条項		液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の５第３項
所管部局課室係名		消防局予防課危険物保安係
処分基準	関係条項	
	基準	都道府県知事は、充填事業者の充填設備又は充填の方法が前条第２項又は前項の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していないと認めるときは、その技術上の基準に適合するように充填設備を修理し、改造し、若しくは移転し、又はその基準に従って充填すべきことを命ずることができる。
	参考事項	
	設定等年月日	平成　年(　年)　月　日設定　(平成　年　月　日最終変更)
備　考		

様式Ｂ－２

不 利 益 処 分 の 処 分 基 準

<table>
<tr><td colspan="2">処　分　名</td><td>貯蔵施設等の許可取消又は使用停止命令</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠法令及び条項</td><td>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 37 条の７</td></tr>
<tr><td colspan="2">所管部局課室係名</td><td>消防局予防課危険物保安係</td></tr>
<tr><td rowspan="4">処分基準</td><td>関係条項</td><td></td></tr>
<tr><td>基準</td><td>都道府県知事は、第 36 条第１項の許可を受けた者又は充填事業者が次の各号の１に該当するときは、その貯蔵施設、特定供給設備若しくは充填設備の許可を取り消し、又はその貯蔵施設、特定供給設備若しくは充填設備の使用の停止を命ずることができる。

１　第１６条第３項、第１６条の２第２項又は第 37 条の５第３項の規定による命令に違反したとき。
２　第３７条の２第１項（第３７条の４第３項において準用する場合を含む。）の規定により許可を受けなければならない事項を許可を受けないでしたとき。
３　第３７条の３第１項（第３７条の４第４項において準用する場合を含む。）の完成検査を受けないで、貯蔵施設、特定供給設備又は充填設備を使用したとき。</td></tr>
<tr><td>参考事項</td><td></td></tr>
<tr><td>設定等年月日</td><td>平成　　年(　　　年)　月　日設定（平成　年　月　日最終変更)</td></tr>
<tr><td colspan="2">備　　考</td><td></td></tr>
</table>